

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組について

DPに基づき卒業の認定に関しては、教育会議にて行う

学則より抜粋

(卒業の認定)

- 第20条 本校の第一学科に休学期間を除いて欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えない者について所定の修業年限を在学し、別表1に掲げる所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教育会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。
- 2 学校長は、卒業の認定した者に対して、卒業証書を授与し、専門士（看護専門課程）の称号を付与する。

会議に関する細則（抜粋）

(教育会議)

- 第3条 教育会議では学生の単位修得状況、卒業に関する事項を協議し、教育の適正・向上を図る。
- 2 教育会議の構成は次のとおりとする。
- (1) 学校長
 - (2) 副学校長
 - (3) 学科長
 - (4) 副学科長
 - (5) 事務長
 - (6) 専任教員
 - (7) その他学校長が必要と認めた者
- 3 教育会議は次の事項について協議する。
- (1) 学生の単位修得に関する事項
 - (2) 卒業に関する事項
 - (3) 卒業時の表彰に関する事項
- 4 教育会議は、学校長が年1回以上召集しその議長となる。
- 5 会議では、出席者の3分の2以上をもって議決し、学校長が決定する。
- 6 会議の結果については議事録を作成する。

本校のディプロマポリシーについては以下の通り

1. 対象に関心を寄せ、唯一無二の存在として尊重する人間性を養う
2. 人間を深く理解し、対象を生活者として捉える力を養う
(その人らしさ、価値を知る)
3. 健康の状態や変化を理解し、対象のより健康な生活を支援する看護実践力を養う
4. 保健医療福祉システムの中で、多職種の専門性を認め合い、協働する力を養う
5. 看護師として学び続ける姿勢をもち、看護を探求する力を養う